



# 第二区画整理だより・NO. 7

皆さんと一緒にまちづくり

倉敷駅周辺開発事務所 H17.4.4作成

## お知らせ

うららかな季節を迎え、皆様方におかれまして、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、市長の政治スローガンである、「ひと、輝くまち 倉敷。」に向けて、様々な分野で計画実現の取り組みが行われております。

当第二土地区画整理事業もその一環として、新職員一丸となり、皆様方の貴重な意見等を聞きながら、見直すべき点は見直しを行い、皆様方とより一層、協働しながら、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

ここで、4月の定期人事異動に伴う、当開発事務所の職員を紹介いたします。

### 前任者

- ・ 所 長 佐藤都起郎（玉島支所次長）
- ・ 次 長 古谷恭司（当事務所 所長）
- ・ 課長主幹 鴨井 眞（当事務所 次長）
- ・ 主 任 埴岡浩明（街路課 主任）

当事務所職員 計 11名

### 後任者

- ・ 所 長 こたにきょうじ古谷恭司
- ・ 次 長 かもい まこと鴨井 眞
- ・ 課長主幹 ありやすしげき有安繁騎
- ・ 主 幹 おかのとみひろ岡野富泰

## 本年度の作業計画

1. 用地先行買収：買収予定者の土地を買収していきます。
2. 建物調査：調査希望者を対象に随時調査いたします。
3. 土地区画整理審議会：今年中に選挙を行い、当審議会を発足する予定。（特集号を配布予定）
4. 換地設計：換地等の準備を行う予定。

## 連絡事項

1. 権利の申告（借地権、借地権以外の権利）共有持分の代表者選任届、相続届など届出されていない方は早期に届出をお願いします。特に借地権、共有持分の代表者選任届については、届出がされない土地区画整理審議会の選挙権・被選挙権の権利が得られないこととなりますので注意して下さい。
2. 建築行為等の制限については、換地処分までの間、規制（法第76条申請は必要）されますので、必ずそのような行為を行う場合は、当開発事務所にご相談して下さい。
3. 現在買収済みの市所有地については、木杭等にて囲いをしていますが、時折駐車行為を見かけます。このような行為はしないようお願いいたします。
4. 当開発事務所のホームページを開設いたしております。倉敷市のホームページからご覧下さい。
5. 事業の進捗状況等は『第二区画整理だより』で随時お知らせいたしますが、不明・不安な点等があれば遠慮なく当開発事務所まで問い合わせて下さい。

## 連絡先

倉敷市阿知1丁目16-5

倉敷市建設局都心整備部倉敷駅周辺開発事務所

TEL 086-434-8671

FAX 086-434-0950

「ひと、輝くまち 倉敷。」